

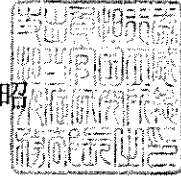
入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年9月4日

支出負担行為担当官

国立感染症研究所総務部長 中野敏昭



1 工事概要

- (1) 工事名 国立感染症研究所戸山庁舎自家用発電機改修工事
- (2) 工事場所 東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所戸山庁舎
- (3) 工事内容 戸山庁舎研究棟地下3階に設置されている自家用発電機の冷却装置を、現在の放水冷却式から、故障が少なく熱効率の高いラジエーター式に変更し、災害時にも安定稼働ができるように改修する工事である。
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和2年3月20日まで
- (5) 本工事は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32年度厚生労働省競争参加資格により、関東甲信越地域における「電気」又は「管」工事において「A」又は「B」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成16年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
○自家用発電機の新設・更新又は改修工事 又は、冷却設備の新設・更新又は改修工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - ② 平成16年度以降に上記（4）に掲げる基準を満たす完成・引渡し完了し

た工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - ④ 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
 - (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (9) 関東・甲信越地域内に本店、支店その他の営業所が所在すること。
 - (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
 - (12) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1
国立感染症研究所総務部会計課施設管理室施設係
電話 03-4582-2638 F A X 03-5285-0747
- (2) 入札説明書及び図面の交付期間、場所及び方法
令和元年9月5日（木）から令和元年9月20日（金）までの土日祝祭日を除く9時から17時までの間、上記3（1）の場所において配布する。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
令和元年9月5日（木）9時から令和元年9月20日（金）17時（土日祝祭日を除く）まで。上記3（1）の場所において持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、令和元年9月30日（月）9時45分までに、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。郵送先は3（1）に同じ。



開札は、令和元年9月30日（月）10時00分、国立感染症研究所感染研第3会議室で行う。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - (ア) 入札保証金 免除。
 - (イ) 契約保証金 免除。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券による保証証券（かし担保特約を付したものに限り。）を付すこと。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準を下回った価格をもって契約する場合には、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加
上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」を令和元年9月20日（金）までに提出すること。
- (11) 詳細は、入札説明書による。